う。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）

CO_2Rは、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、CO_2Meの値から、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）

Vは、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）

CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	CAP
一　（略）	（略）
二　旅客船（船舶安全法第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。）	（略）
三　（略）	（略）

う。以下同じ。）を設置した船舶にあつては、当該装置を使用した場合に補助機関から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量）（グラム）

CO_2Rは、二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶において、CO_2Meの値から、当該装置を使用し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶をVの速力で航行させた場合に主機から放出される二酸化炭素の一時間当たりの質量を減じた値（グラム）

Vは、主機をその連続最大出力の七十五パーセントの出力で運転し、かつ、第四十八条に規定するところにより船舶を航行させた場合の当該船舶の速力（二酸化炭素放出抑制装置を設置した船舶にあつては、当該装置を使用しなかつた場合における当該船舶の速力）（ノット）

CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の指示するところによることができる。

船舶の用途	CAP
一　（略）	（略）
二　旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下この条において同じ。）	（略）
三　（略）	（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する省令の一部改正）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号の三様式（第二十六条関係） （略） ふん尿等浄化装置が決議MEPC.227(64)によつて採択された改正後のふん尿等浄化装置のための排水基準及び性能試験の実施に関するガイドラインで規定されている同ガイドライン第4.2項の基準を含む／含まない排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。 The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in the Guidelines on implementation of effluent standards and performance test for sewage treatment plants, adopted by resolution MEPC.227(64), as amended, including／excluding the standards of section 4.2 thereof. （略）	第十二号の三様式（第二十六条関係） （略） ふん尿等浄化装置が決議MEPC.227(64)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。 The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.227(64). （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成三十一年六月一日から施行する。